**○国土交通省告示第二百十一号**

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年三月三日　　国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所
　ビューローベリタスジャパン株式会社　神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクビル
二　変更する年月日
　平成二十三年一月一日
三　変更後の建築物調査の業務を行う事務所の所在地
　東京新宿事務所　東京都新宿区西新宿一丁目六番一号

**○国土交通省告示第二百十二号**

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年三月三日　　国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所
　前田建設工業株式会社　東京都千代田区猿楽町二丁目八番八号
二　変更する年月日
　平成二十三年一月四日
三　変更後の建築物調査の業務を行う事務所の所在地
　本店　東京都千代田区猿楽町二丁目八番八号

**○国土交通省告示第二百十三号**

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年三月三日　　国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所
　株式会社ジェイ・イー・サポート　広島県広島市中区小町二番三十号
二　変更する年月日
　平成二十三年一月十七日
三　変更後の建築物調査の業務を行う事務所の所在地
　東京支店　東京都千代田区鍛冶町二丁目三番三号

**○海上保安庁告示第六十五号**

航路標識法施行規則（昭和二十四年運輸省令第三十号）第二条ただし書の規定に基づき、次のとおり航路標識の用品を定めたので、告示する。

平成二十三年三月三日　　海上保安庁長官　鈴木　久泰

| 番号 | 用品の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|
| 第10—01号 | NLE—P2601AW | 日本光機工業株式会社 | 横浜市金沢区福浦2—7—18 |
| 第10—02号 | NLE—P2601AR | 〃 | 〃 |
| 第10—03号 | NLE—P2601AG | 〃 | 〃 |
| 第10—04号 | NLE—PW2602AW | 〃 | 〃 |
| 第10—05号 | NLE—PW2601AR | 〃 | 〃 |
| 第10—06号 | NLE—PW2601AG | 〃 | 〃 |

**○環境省告示第十三号**

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十三年二月二十二日付けで同項に規定する指定認定機関として次の者を指定したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成二十三年三月三日　　環境大臣　松本　龍

一　名称　財団法人知床財団
二　主たる事務所の所在地　北海道斜里郡斜里町大字遠音別村字岩宇別五百三十一番地
三　認定関係事務を行う事務所の所在地　北海道斜里郡斜里町大字遠音別村字岩宇別五百四十九番地
四　認定関係事務を行う利用調整地区　知床国立公園知床五湖利用調整地区
五　認定関係事務を開始する年月日　平成二十三年四月一日

**○東北地方整備局告示第三十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十三号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 尾花沢市大字名木沢字宮ノ下三三三一番から同市大字名木沢字坂本沢無番まで | 前 | 一〇・六〇～四〇・二〇メートル | 一・五二〇キロメートル |
| | 後 | 一〇・六〇～四〇・二〇メートル | 一・五二〇キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

**○東北地方整備局告示第三十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三日　　東北地方整備局長　徳山日出男

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十三号 | 尾花沢市大字名木沢字宮ノ下三三三一番から同市大字名木沢字坂本沢無番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ） | 東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年三月三日

**○関東地方整備局告示第六十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第七十三号足利佐野都市計画下水道事業渡良瀬川上流流域下水道（秋山川処理区）
三　事業施行期間　自平成六年一月十八日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし